

○内閣府令第七号

道路交通法の一部を改正する法律（令和二年法律第四十二号）及び道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第十六号）の施行に伴い、並びに道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十一条の二第一項及び第四項、第九十三条第三項、第九十四条第二項、第九十七条の二第一項第三号及び第二項、第一百一条第七項、第一百一条の四第二項及び第四項、第一百一条の七第一項及び第四項、第一百二条第一項及び第四項、第一百四条の二の四第三項、第一百四条の三第一項、第一百六条、第一百七条の七第四項、第一百八条の二第一項並びに第一百八条の三の三、同法第一百八条の三十二の二第四項（同法第一百八条の三十二の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）において準用する同法第九十八条第五項並びに同法第一百四条の六及び第一百十四条の七並びに道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第三十二条の二第一項第二号、第二項第二号及び第三項の規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和四年二月十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（「」で注記した項番号を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(緊急自動車の運転資格の審査)

第十五条の二 令第三十二条の二第一項第二号、第二項第二号若しくは第三項、第三十二条の三の二第二項又は第三十二条の五第一項若しくは第二項に規定する審査は、それぞれ大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型自動二輪車又は普通自動二輪車の緊急用務のための運転に必要な技能について行うものとする。

(免許申請書)

第十七条 「略」

2 前項の様式の免許申請書には、次に掲げる書類及び写真を添付（第三号、第五号又は第九号に掲げるものについては、提示）しなければならない。

「一」四 略」

五 免許申請者が令第三十二条の七第一号又は第三十二条の八第一号に掲げる者である場合にあつては、当該掲げる者であることを証明する書類

六 免許申請者が令第三十二条の七第二号、第三十二条の八第二号又は第三十四条第二項、第四項、第五項、第七項、第八項若しくは第十項に規定する教習を修了した者である場合にあつては、当該教習を修了した者であることを証明する書類

七 免許申請者が令第三十四条第一項又は第三項の規定に該当する者で

改正前

(緊急自動車の運転資格の審査)

第十五条の二 令第三十二条の三第一項、同条第二項、第三十二条の三の二第二項、第三十二条の五第一項又は同条第二項に規定する審査は、それぞれ中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型自動二輪車又は普通自動二輪車の緊急用務のための運転に必要な技能について行うものとする。

(免許申請書)

第十七条 「同上」

2 前項の様式の免許申請書には、次に掲げる書類及び写真を添付（第三号、第五号又は第八号に掲げるものについては、提示）しなければならない。

「一」四 同上」

五 免許申請者が令第三十二条の七の規定に該当する者である場合にあつては、当該規定に該当する者であることを証明する書類

「号を加える。」

六 免許申請者が令第三十四条第一項又は第二項の規定に該当する者で

ある場合にあつては、当該規定に該当する者であることを証明する書類

八 免許申請者が令第三十四条第六項各号又は同条第九項各号に掲げる経験を有する者である場合にあつては、当該経験を有する者であることを証明する書類

九 〔略〕

十 〔略〕

3 免許申請者が受けようとする免許の種類と異なる種類の免許を現に受けている者であるときは、現に受けている免許に係る免許証を提示しなければならぬ。この場合にあつては、前項の規定にかかわらず、同項第一号及び第二号に掲げる書類を添付し又は同項第三号及び第九号に掲げる書類を提示することを要しない。

第十八条 〔略〕

2 免許申請者が特定失効者又は法第九十七条の二第一項第五号に規定する特定取消処分者（以下「特定取消処分者」という。）で、次の各号に掲げる検査、講習又は教育を受けたものであるときは、免許申請書にそれぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 法第九十七条の二第一項第三号イに規定する認知機能検査（以下「認知機能検査」という。） 第二十六条の三第二項に規定する書類

二 法第八十二条の三第二項の三第一項の規定を受けた同項に規定する運転免許取得者等検査（同項第三号イに掲げる基準に適合するものに限る。） 当該運転免許取得者等検査を受けた者であることを証明する書類

ある場合にあつては、当該規定に該当する者であることを証明する書類

七 免許申請者が令第三十四条第三項各号又は同条第四項各号に該当する者である場合にあつては、それぞれ当該各号に該当する者であることを証明する書類

八 〔同上〕

九 〔同上〕

3 免許申請者が受けようとする免許の種類と異なる種類の免許を現に受けている者であるときは、現に受けている免許に係る免許証を提示しなければならぬ。この場合にあつては、前項の規定にかかわらず、同項第一号及び第二号に掲げる書類を添付し又は同項第三号及び第八号に掲げる書類を提示することを要しない。

第十八条 〔同上〕

2 免許申請者が特定失効者又は法第九十七条の二第一項第五号に規定する特定取消処分者（以下「特定取消処分者」という。）で、次の各号に掲げる講習を終了したものであるときは、免許申請書にそれぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

〔各号を加える。〕

三 法第九十七条の二第一項第三号イに規定する運転技能検査（以下「運転技能検査」という。） 第二十六条の五第六項に規定する書類

四 法第百八条の三十二の三第一項の認定を受けた同項に規定する運転免許取得者等検査（同項第三号ロに掲げる基準に適合するものに限る。） 当該運転免許取得者等検査の結果を証明する書類

五 法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習（以下「高齢者講習」という。） 第三十八条第十七項に規定する高齢者講習終了証明書

六 法第百八条の二第二項の規定による講習（法第九十七条の二第一項第三号イ又はホの国家公安委員会規則で定める基準に適合するものに限る。） 第三十八条の二の国家公安委員会規則で定める書類

七 法第百八条の三十二の二第一項の認定を受けた同項に規定する運転免許取得者等教育の課程（同項第三号イ又はロに掲げる基準に適合するものに限る。） 当該課程を終了した者であることを証明する書類

第十八条の二 次の表の上欄に掲げる種類の免許に係る免許申請者が同表の中欄に掲げる種類の講習を終了した者であるときは、免許申請書に、それぞれ同表の下欄に掲げる種類の第三十八条第十七項に規定する証明書（当該講習を終了した日から起算して一年を経過しないものに限る。）を添付しなければならない。

〔略〕

2 免許申請者が令第三十三条の五の三第一項第一号ハ、第二項第一号ハ又は第四項第一号ハに該当する者であるときは、免許申請書にこれらの規定に該当する者であることを証明する書類を添付しなければならない。

一 法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習（以下「高齢者講習」という。） 第三十八条第十六項の高齢者講習終了証明書

二 法第九十七条の二第一項第三号ハの国家公安委員会規則で定める基準に適合する法第百八条の二第二項の規定による講習 第三十八条の二の国家公安委員会規則で定める書類

〔号を加える。〕

第十八条の二 次の表の上欄に掲げる種類の免許に係る免許申請者が同表の中欄に掲げる種類の講習を終了した者であるときは、免許申請書に、それぞれ同表の下欄に掲げる種類の第三十八条第十六項の証明書（当該講習を終了した日から起算して一年を経過しないものに限る。）を添付しなければならない。

〔同上〕

2 免許申請者が令第三十三条の六第一項第一号ハ、第二項第一号ハ又は第四項第一号ハに該当する者であるときは、免許申請書にこれらの規定に該当する者であることを証明する書類を添付しなければならない。

(申請により付与又は変更する免許の条件等)

第十八条の六 法第九十一条の二第一項の内閣府令で定める条件は、普通免許により運転することができ普通自動車の種類を次の各号のいずれかに該当するものに限定する条件とする。

- 一 次のイ及びロに掲げる装置（オートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構（以下「AT機構」という。））がとられている自動車以外の自動車にあつては、イに掲げる装置の性能に関し、先進安全技術の性能認定実施要領（平成三十年国土交通省告示第五百四十四号。以下この号において「実施要領」という。）第三条の認定が行われた普通自動車

イ 実施要領第一条第三号に規定する衝突被害軽減制御装置

ロ 実施要領第一条第四号に規定する障害物検知機能付ペダル踏み間違い急発進抑制装置又は同条第五号に規定するペダル踏み間違い急発進抑制装置

二 乗車定員が十人未満の普通自動車であつて当該普通自動車に備える前方障害物との衝突による被害を軽減するために制動装置を作動させる装置が道路運送車両法第三章及びこれに基づく命令の規定に適合するもの

2 法第九十一条の二第一項の規定による免許の条件の付与又は変更の申請は、別記様式第十三の六の運転免許条件申請書を提出して行うものとする。この場合において、当該申請を行おうとする者は、現に受けている免許に係る免許証を提示しなければならない。

(免許証の再交付の申請)

「条を加える。」

(免許証の再交付の申請)

第二十一条 法第九十四条第二項の内閣府令で定めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- 一 法第九十一条又は第九十一条の二第二項の規定により、免許に条件を付され、又はこれを変更されたとき。

〔二〇四 略〕

〔二〇三 略〕

(技能試験)

第二十四条 「1〇5 略」

- 6 技能試験において使用する自動車は、次の表の上欄に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる種類の自動車とする。ただし、自動車の安全な運転に必要な認知又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなる四肢又は体幹の障害（令第三十八条の二第四項第一号又は第二号に掲げる身体の障害を除く。第二十六条の五第四項において同じ。）がある者で法第九十一条の規定による条件を付すことにより自動車の安全な運転に支障を及ぼすおそれがないと認められるものについて技能試験を行う場合又は特別の必要がある場合には、次の表に掲げる自動車以外の自動車とすることができる。

〔略〕

〔七〇八 略〕

(特定失効者又は特定取消処分者に係る講習の受講期間等)

第二十六条の二 法第九十七条の二第一項第三号イからハまでに定める検査及び同号イからホまでに定める講習又は教育は、特定失効者又は特定取消処分者が法第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日

第二十一条 「同上」

- 一 法第九十一条の規定により、免許に条件を付され、又はこれを変更されたとき。

〔二〇四 同上〕

〔二〇三 同上〕

(技能試験)

第二十四条 「1〇5 同上」

- 6 技能試験において使用する自動車は、次の表の上欄に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる種類の自動車とする。ただし、自動車の安全な運転に必要な認知又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなる四肢又は体幹の障害（令第三十八条の二第四項第一号又は第二号に掲げる身体の障害を除く。）がある者で法第九十一条の規定による条件を付すことにより自動車の安全な運転に支障を及ぼすおそれがないと認められるものについて技能試験を行う場合又は特別の必要がある場合は、次の表に掲げる自動車以外の自動車とすることができる。

〔同上〕

〔七〇八 同上〕

(特定失効者又は特定取消処分者に係る講習の受講期間等)

第二十六条の二 法第九十七条の二第一項第三号イに定める検査（以下「認知機能検査」という。）及び同号イからハまでに定める講習は、特定失効者又は特定取消処分者が法第八十九条第一項の規定により免許申請

前一年以内に受けたものでなければならない。

(認知機能検査)

第二十六条の三 認知機能検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

〔一・二 略〕

〔号を削る。〕

2|| 公安委員会は、認知機能検査を受けた者からの申出により、次に掲げる事項を記載した書類を交付するものとする。

一 認知機能検査を受けた者の住所、氏名及び生年月日

二 認知機能検査を受けた年月日

三 認知機能検査を受けた場所

四 認知機能検査の結果

(認知機能検査等を受ける必要がない者)

第二十六条の四 法第九十七条の二第一項第三号イからハまでの内閣府令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 法第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日前一年以内に免許を受けた者

二 法第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日前一年以内に法第百二条第一項から第四項までの規定による適性検査(同項の規定によるものにあつては、当該免許申請書を提出した者が法第九十条第一項第一号の二に該当する者であり、又は法第百三条第一項第一号の二に該当することとなつた疑いがあることを理由としたものに限

書を提出した日前一年以内に受けたものでなければならない。

(認知機能検査)

第二十六条の三 〔同上〕

〔一・二 同上〕

3|| 時計文字盤を描かせた後に、指示した時刻を時針及び分針により表示させること。

〔項を加える。〕

〔条を加える。〕

る。)を受けた者

三 法第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日前一年以内に医師が作成した診断書その他の書類であつて、当該免許申請書を提出した者が認知症に該当する疑いがないと認められるかどうかに関する当該医師の意見及び当該意見に係る検査の結果が記載されているものを公安委員会に提出した者

(運転技能検査)

第二十六条の五 運転技能検査は、次に掲げる項目について行うものとする。

一 幹線コース及び周回コースの走行又は道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。)における走行(いずれも発進、停止及び指定速度での走行を含む。)

二 交差点の通行(右折及び左折を含む。)

三 段差の乗り上げ(停止を含む。)

2 運転技能検査は、千二百メートル以上の距離を走行させて行うものとする。ただし、運転技能検査を受ける者が走行の途中において次条第一号に定める基準に該当することが明らかになつた場合において、運転技能検査の安全かつ円滑な実施が困難と認められるときは、当該距離の全部を走行させることを要しない。

3 運転技能検査の採点は、次に掲げる能力について減点式採点法により行うものとする。

一 運転装置を操作する能力

二 交通法規に従つて運転する能力

「条を加える。」

三 前二号に掲げるもののほか、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転する能力その他の自動車を安全に運転する能力

4 運転技能検査においては、公安委員会が提供した普通自動車を使用するものとする。ただし、自動車の安全な運転に必要な認知又は操作のいづれかに係る能力を欠くこととなる四肢又は体幹の障害がある者で法第九十一条の規定によりその能力の回復に係る条件が付されているものについて運転技能検査を行う場合又は特別の必要がある場合には、当該普通自動車以外の普通自動車を使用することができる。

5 運転技能検査は、運転技能検査の採点を行う者が運転技能検査を受ける者の運転する普通自動車に同乗して行うものとする。ただし、乗車定員が一人である普通自動車を使用して運転技能検査を行う場合には、同乗以外の方法で行うことができる。

6 公安委員会は、運転技能検査を受けた者からの申出により、次に掲げる事項を記載した書類を交付するものとする。

一 運転技能検査を受けた者の住所、氏名及び生年月日

二 運転技能検査を受けた年月日

三 運転技能検査を受けた場所

四 運転技能検査の結果

(運転技能検査等の基準)

第二十六条の六 法第九十七条の二第二項及び第一百一条の四第四項の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる検査の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一 運転技能検査 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又は

「条を加える。」

ロに定める基準

イ 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとし、又は現に受けている者 八十パーセント未満の成績であること。

ロ イに掲げる者以外の者 七十パーセント未満の成績であること。

二 法第八十条の三十二の三第一項の認定を受けた同項に規定する運転免許取得者等検査（同項第三号ロに掲げる基準に適合するものに限る。） 前号に定める基準に準ずるものとして国家公安委員会規則で定める基準

（免許証の更新の申請等）

第二十九条 「1 3 略」

4 更新申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、更新申請書にそれぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 令第三十七条の六第一号に掲げる者 第三十八条第十七項に規定する高齢者講習終了証明書

〔二 五 略〕

六 法第八十条の四第二項の規定により認知機能検査を受けた者 第二十六条の三第二項に規定する書類

七 法第八十条の四第二項の規定により法第八十条の三十二の三第一項の認定を受けた同項に規定する運転免許取得者等検査（同項第三号イに掲げる基準に適合するものに限る。）を受けた者 当該運転免許取得者等検査を受けた者であることを証明する書類

八 法第八十条の四第三項の規定により運転技能検査を受けた者 第二

（免許証の更新の申請等）

第二十九条 「1 3 同上」

4 「同上」

一 令第三十七条の六第一号に掲げる者 第三十八条第十六項の高齢者講習終了証明書

〔二 五 同上〕

〔各号を加える。〕

十六条の五第六項に規定する書類

九 法第百一条の四第三項の規定により法第百八条の三十二の三第一項の認定を受けた同項に規定する運転免許取得者等検査（同項第三号口に掲げる基準に適合するものに限る。）を受けた者 当該運転免許取得者等検査の結果を証明する書類

〔5～9 略〕

（認知機能検査等を受ける必要がない場合）

第二十九条の二の三 法第百一条の四第二項の内閣府令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第百一条第一項に規定する更新期間が満了する日（特例更新申請者にあつては、法第百一条の二第一項の規定による免許証の更新の申請をする日。以下この条において同じ。）前六月以内に免許を受けた場合

二 法第百一条第一項に規定する更新期間が満了する日前六月以内に法第百二条第一項から第四項までの規定による適性検査（同項の規定によるものにあつては、当該免許証の更新を受けようとする者が法第百三条第一項第一号の二に該当することとなつた疑いがあることを理由としたものに限る。）を受けた場合

三 法第百一条第一項に規定する更新期間が満了する日前六月以内に医師が作成した診断書その他の書類であつて、当該免許証の更新を受けようとする者が認知症に該当する疑いがないと認められるかどうかに関する当該医師の意見及び当該意見に係る検査の結果が記載されているものを公安委員会に提出した場合

〔5～9 同上〕

〔条を加える。〕

(報告徴収の方法)

第二十九条の二の四 「略」

(臨時認知機能検査)

第二十九条の二の五 法第百一条の七第一項の内閣府令で定める場合は、

次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 「略」

二 基準行為をした日の三月前の日以後に法第百二条第一項から第四項までの規定による適性検査（同項の規定によるものにあつては、当該行為をした者が法第百三条第一項第一号の二に該当することとなつた疑いがあることを理由としたものに限る。次号において同じ。）を受け、又は法第百二条第一項から第四項までの規定により診断書（同項の規定により提出するものにあつては、その者が法第百三条第一項第一号の二に該当するかどうかを診断したものに限り、次号において同じ。）を提出した場合

三 法第百二条第一項から第四項までの規定による適性検査を受け、又はこれらの規定により診断書を提出することとされている場合

四 基準行為をした日の三月前の日以後に医師が作成した診断書その他の書類であつて、当該行為をした者が認知症に該当する疑いがないと認められるかどうかに関する当該医師の意見及び当該意見に係る検査の結果が記載されているものを公安委員会に提出した場合

〔2・3 略〕

4 法第百一条の七第二項の規定による通知を受けた者で、当該通知を受

(報告徴収の方法)

第二十九条の二の三 「同上」

(臨時認知機能検査)

第二十九条の二の四 「同上」

一 「同上」

二 基準行為をした日の三月前の日以後に法第百二条第一項から第四項までの規定による適性検査（同項の規定によるものにあつては、当該行為をした者が法第百三条第一項第一号の二に該当することとなつた疑いがあることを理由としたものに限る。次号において同じ。）を受け、又は法第百二条第一項から第三項まで若しくは第七項ただし書の規定により診断書（同項ただし書の規定により提出するものにあつては、その者が法第百三条第一項第一号の二に該当するかどうかを診断したものに限り、）を提出した場合

三 法第百二条第一項から第四項までの規定による適性検査を受け、又は同条第一項から第三項までの規定により診断書を提出することとされている場合

〔号を加える。〕

〔2・3 同上〕

4 法第百一条の七第二項の規定による通知を受けた者で、当該通知を受

けた日の翌日から起算した期間が一月となる日（以下この項において「特定日」という。）までに法第九十七条の二第一項第三号イに規定する認知機能検査等（次条において「認知機能検査等」という。）を受けな
いことについて令第三十七条の六の五各号に掲げるやむを得ない理由の
あるものは、特定日後に認知機能検査を受けようとするときは、当該や
むを得ない理由のあることを証するに足る書類を公安委員会に提出しな
ければならない。

（臨時高齢者講習）

第二十九条の二の六 法第一条の七第四項の内閣府令で定める基準は、
次の各号のいずれにも該当することとする。

一 法第一条の七第三項の規定により受けた認知機能検査等（以下この
項において「臨時認知機能検査等」という。）の結果が次条第一項
に定める基準に該当すること（当該臨時認知機能検査等を受けた日前
の直近において受けた認知機能検査等（当該臨時認知機能検査等を受
けた日前三年以内に受けたものに限る。）の結果が当該基準に該当し
ていた場合（当該認知機能検査等を受けた日以後に当該日において受
けていた免許の種類と異なる種類の免許を受けた場合を除く。）を除
く。）。

けた日の翌日から起算した期間が一月となる日（以下この項において「特定日」という。）までに認知機能検査を受けないことについて令第三
十七条の六の四各号に掲げるやむを得ない理由のあるものは、特定日後
に認知機能検査を受けようとするときは、当該やむを得ない理由のある
ことを証するに足る書類を公安委員会に提出しなければならない。

（臨時高齢者講習）

第二十九条の二の五 「同上」

一 法第一条の七第三項の規定により受けた認知機能検査（以下この
項において「臨時認知機能検査」という。）の結果について次条第一
項の式により算出した数値が四十九未満であること（当該臨時認知機
能検査を受けた日直近において受けた認知機能検査の結果につい
て同項の式により算出した数値が四十九未満であつた場合（当該認知
機能検査を受けた日以後に当該日において受けていた免許の種類と異
なる種類の免許を受けた場合を除く。）を除く。）又は臨時認知機能
検査の結果について同項の式により算出した数値が四十九以上七十六
未満であること（当該臨時認知機能検査を受けた日直近において
受けた認知機能検査の結果について同項の式により算出した数値が七
十六未満であつた場合（当該認知機能検査を受けた日以後に当該日
において受けていた免許の種類と異なる種類の免許を受けた場合を除く
。）を除く。）。

二 次のいずれにも該当しないこと。

イ 臨時認知機能検査等を受けた日以後に当該日において受けていた免許の種類と異なる種類の免許を受けたこと。

ロ 現に受けている免許に係る免許証の有効期間が満了する日の一年前の日（ハにおいて「特定日」という。）以後に臨時認知機能検査等を受けたこと。

ハ 特定日前一月以内に臨時認知機能検査等を受けたこと。

ニ 臨時認知機能検査等を受けた日以後に高齢者講習を受け、又は令第三十七条の六の二第一号に規定する講習若しくは同条第二号に規定する課程を終了したこと。

ホ 臨時認知機能検査等を受けた日前一年以内に高齢者講習を受け、又は令第三十七条の六の二第一号に規定する講習若しくは同条第二号に規定する課程を終了したこと。

ヘ 臨時認知機能検査等を受けた日以後に認知機能検査等を受け、当該認知機能検査等の結果が次条第一項に定める基準に該当しなかつたこと。

〔2・3 略〕

4 法第百一条の七第五項の規定による通知を受けた者で、当該通知を受けた日の翌日から起算した期間が一月となる日（以下この項において「

二 「同上」

イ 臨時認知機能検査を受けた日以後に当該日において受けていた免許の種類と異なる種類の免許を受けたこと。

ロ 現に受けている免許に係る免許証の有効期間が満了する日の六月前の日（ハにおいて「特定日」という。）以後に臨時認知機能検査を受けたこと。

ハ 特定日前一月以内に臨時認知機能検査を受けたこと。

ニ 臨時認知機能検査を受けた日以後に法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習を受け、又は令第三十七条の六の二第一号に規定する講習若しくは同条第二号に規定する課程を終了したこと。

〔号の細分を加える。〕

ホ 臨時認知機能検査を受けた日以後に認知機能検査を受け、当該認知機能検査の結果について次条第一項の式により算出した数値が七十六（当該臨時認知機能検査を受けた日前の直近において受けた認知機能検査の結果について同項の式により算出した数値が四十九以上七十六未満であった場合（当該認知機能検査を受けた日以後に当該日において受けていた免許の種類と異なる種類の免許を受けた場合を除く。）にあつては、四十九）以上となつたこと。

〔2・3 同上〕

4 法第百一条の七第五項の規定による通知を受けた者で、当該通知を受けた日の翌日から起算した期間が一月となる日（以下この項において「

特定日」という。)までに高齢者講習を受けないことについて令第三十七條の六の五各号に掲げるやむを得ない理由のあるものは、特定日後に高齢者講習を受けようとするときは、当該やむを得ない理由のあることを証するに足る書類を公安委員会に提出しなければならない。

(臨時適性検査等)

第二十九條の三 「1」法第二百二條第一項の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる検査の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- 一 認知機能検査 次の式により算出した数値が三十六未満であること。

$$1.336 \times A + 2.499 \times B$$

この式において、A及びBは、それぞれ次の数値を表すものとする。

- A 第二十六條の三第一項第一号に掲げる方法により記述された事項についての次に掲げる数値の総和
- 一 認知機能検査を行った時の年が記述されている場合には、五
 - 二 認知機能検査を行った時の月が記述されている場合には、四
 - 三 認知機能検査を行った時の日が記述されている場合には、三
 - 四 認知機能検査を行った時の曜日が記述されている場合には、二

特定日」という。)までに法第八條の二第一項第十二号に掲げる講習を受けないことについて令第三十七條の六の四各号に掲げるやむを得ない理由のあるものは、特定日後に法第八條の二第一項第十二号に掲げる講習を受けようとするときは、当該やむを得ない理由のあることを証するに足る書類を公安委員会に提出しなければならない。

(臨時適性検査等)

第二十九條の三 「1」法第二百二條第一項の内閣府令で定める基準は、次の式により算出した数値が四十九未満であることとする。

$$1.15 \times A + 1.94 \times B + 2.97 \times C$$

この式において、A、B及びCは、それぞれ次の数値を表すものとする。

- A 第二十六條の三第一号に掲げる方法により記述された事項についての次に掲げる数値の総和
- 一 認知機能検査を行った時の年が記述されている場合には、五
 - 二 認知機能検査を行った時の月が記述されている場合には、四
 - 三 認知機能検査を行った時の日が記述されている場合には、三
 - 四 認知機能検査を行った時の曜日が記述されている場合には、二
 - 五 記述された時刻と認知機能検査を行った時の時刻との差に相当する分数が三十未満の場合には、一

五 記述された時刻と認知機能検査を行った時の時刻との差に相当する分数が三十未満の場合には、一

B 第二十六条の三第一項第二号に掲げる方法により名称が記述された物について、次に定めるところにより算出した数値の総和

一 一定の時間が経過した後において分類を再び示す前に名称が正しく記述された物の数に二を乗じて得た数値

二 一定の時間が経過した後において分類を再び示す前に名称が正しく記述されなかつた物のうち、分類を再び示した後に名称が正しく記述されたものの数に一を乗じて得た数値

二 法第八十八条の三十二の三第一項の認定を受けた同項に規定する運転

免許取得者等検査（同項第三号イに掲げる基準に適合するものに限る

B 第二十六条の三第二号に掲げる方法により名称が記述された物について、次に定めるところにより算出した数値の総和

一 一定の時間が経過した後において分類を再び示す前に名称が正しく記述された物の数に二を乗じて得た数値

二 一定の時間が経過した後において分類を再び示す前に名称が正しく記述されなかつた物のうち、分類を再び示した後に名称が正しく記述されたものの数に一を乗じて得た数値

C 第二十六条の三第三号に掲げる方法により描かれた図画についての次に掲げる数値の総和

一 一から十二までの数字が描かれている場合には、一（一から十二までの数字以外の数字が描かれている場合を除く。）

二 数字が数の順に時計回りに描かれている場合には、一

三 一から十二までの各々の数字についてその描かれている位置が正しい場合には、一

四 二の針が描かれている場合には、一

五 指示された時が表示されている場合には、一

六 指示された分が表示されている場合には、一

七 指示された時及び分が表示されている場合であつて、

時針が分針よりも短く描かれているときには、一

前号に定める基準に準ずるものとして国家公安委員会規則で定める基準

〔2・3 略〕

4|| 法第百二条第四項の内閣府令で定める要件は、同項の規定による命令を受けた者のその理由とされる事由に係る主治の医師（法第九十条第一項第一号の二に該当する者であり、又は法第百三条第一項第一号の二に該当することとなつたと疑う理由があるとして法第百二条第四項の規定による命令を受けた者にあつては、認知症に関し専門的な知識を有する医師又は当該事由に係る主治の医師）が作成した診断書であつて、免許試験に合格した者が法第九十条第一項第一号から第二号までに該当する者でなく、又は免許を受けた者が法第百三条第一項第一号から第三号までに該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見（法第九十条第一項第一号の二に該当する者であり、又は法第百三条第一項第一号の二に該当することとなつたと疑う理由があるとして法第百二条第四項の規定による命令を受けた者にあつては、診断に係る検査の結果及び当該命令を受けた者が認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見）が記載されているものであることとする。

5|| 〔略〕

〔項を削る。〕

〔2・3 同上〕

〔項を加える。〕

4|| 〔同上〕

5|| 法第百二条第七項の内閣府令で定める要件は、同条第六項の規定により通知を受けた者のその理由とされる事由に係る主治の医師（法第九十条第一項第一号の二に該当する者であり、又は法第百三条第一項第一号の二に該当することとなつたと疑う理由があるとして法第百二条第六項の規定により通知を受けた者にあつては、認知症に関し専門的な知識を

(若年運転者期間に係る取消しに係る処分移送通知書の様式)

第三十条の三の二 法第百四条の二の四第三項の内閣府令で定める処分移送通知書の様式は、別記様式第十九の三の二の二のとおりとする。

(免許の取消し等)

第三十条の四 法第百四条の三第一項の規定による書面の交付は、免許の取消し又は効力の停止に係る者に対し、当該処分の内容を口頭で告知した上、法第百三条第一項若しくは第四項、法第百四条の二の三第一項若しくは第三項若しくは同条第五項において準用する法第百三条第四項の規定による免許の取消し若しくは効力の停止又は法第百三条第二項の規定による免許の取消しにあつては別記様式第十九の三の三の処分書を、法第百四条の二の二第一項、第二項又は第四項の規定による免許の取消しにあつては別記様式第十九の三の四の処分書を、法第百四条の二の四第一項、第二項又は第四項の規定による免許の取消しにあつては別記様式第十九の三の四の処分書を交付することにより行うものとする。

有する医師又は当該事由に係る主治の医師)が作成した診断書であつて、免許試験に合格した者が法第九十条第一項第一号から第二号までに該当する者でなく、又は免許を受けた者が法第百三条第一項第一号から第三号までに該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見(法第九十条第一項第一号の二に該当する者であり、又は法第百三条第一項第一号の二に該当することとなつたと疑う理由があるとして法第百二条第六項の規定により通知を受けた者にあつては、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見)が記載されているものであることとする。

「条を加える。」

(免許の取消し等)

第三十条の四 法第百四条の三第一項の規定による書面の交付は、免許の取消し又は効力の停止に係る者に対し、当該処分の内容を口頭で告知した上、法第百三条第一項若しくは第四項、法第百四条の二の三第一項若しくは第三項若しくは同条第五項において準用する法第百三条第四項の規定による免許の取消し若しくは効力の停止又は法第百三条第二項の規定による免許の取消しにあつては別記様式第十九の三の三の処分書を、法第百四条の二の二第一項、第二項又は第四項の規定による免許の取消しにあつては別記様式第十九の三の四の処分書を交付することにより行うものとする。

第三十一条の三 法第六十六条の内閣府令で定める事項は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項とする。

報告する場合		事	項
<p>〔略〕</p> <p>法第九十一条又は第九十一条の二第二項の規定により条件を付し、又はこれを変更したとき（法第九十条第一項本文の規定により免許を与えた場合及び法第三百四条の四第三項の規定により免許を与えた場合において行つたときを除く。）。</p>	〔略〕		
<p>法第九十条第一項ただし書、第一</p>	<p>一 〔略〕</p> <p>二 法第三百四条の二の二第一項、第二項若しくは</p>		

第三十一条の三 〔同上〕

報告する場合		事	項
<p>〔同上〕</p> <p>法第九十一条の規定により条件を付し、又はこれを変更したとき（法第九十条第一項本文の規定により免許を与えた場合及び法第三百四条の四第三項の規定により免許を与えた場合において行つたときを除く。）。</p>	〔同上〕		
<p>法第九十条第一項ただし書、第一</p>	<p>一 〔同上〕</p> <p>二 法第三百四条の二の二第一項、第二項又は第四</p>		

二項、第五項、第六項、第九項、第十項若しくは第十二項、第九十七条の三第三項、第三百三條第一項、第二項、第四項、第七項、第八項若しくは第十項、第三百三條の二第一項、第四百四條の二第二項、第二項若しくは第四項、第四百四條の二の三第一項若しくは第三項、同条第五項において準用する法第百三條第四項又は法第百四條の二の四第一項、第二項若

第四項又は第四百四條の二の四第一項、第二項若しくは第四項の規定による処分を受けた者にあつては、当該処分に係る免許の種類

〔三〇七 略〕

二項、第五項、第六項、第九項、第十項若しくは第十二項、第九十七条の三第三項、第三百三條第一項、第二項、第四項、第七項、第八項若しくは第十項、第三百三條の二第一項、第四百四條の二第二項、第二項若しくは第四項、第四百四條の二の三第一項若しくは第三項又は同条第五項において準用する第百三條第四項の規定による処分をしたとき。

項の規定による処分を受けた者にあつては、当該処分に係る免許の種類

〔三〇七 同上〕

<p>しくは第四項の規定による処分をしたとき。</p>	<p>〔略〕</p>	<p>法第百二条第一項から第四項までの規定による命令をしたとき。</p>	<p>〔略〕</p>	<p>認知機能検査を受けたとき。</p>	<p>〔一〕四 略〕 五〕 認知機能検査の結果</p>	<p>〔略〕 法第百八条の二第一項第二号に掲げる講習（以下「取消処分者講習」という。）を受けたとき。</p>	<p>〔一・二 略〕 三 法第九十条第五項若しくは第六項若しくは第百三条第一項、第二項若しくは第四項の規定による免許の取消しを受けた者又は免許が失効したためこれらの規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第四号までのいずれかに該当することを理由とするものを除く。）を受けなかつた者にあつては、取り消され、又は失効した免許に係る免許証番号</p> <p>四 〔略〕</p>
-----------------------------	------------	--------------------------------------	------------	----------------------	---------------------------------	--	---

<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>法第百二条第一項から第三項までの規定による命令をしたとき。</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>認知機能検査を受けたとき。</p>	<p>〔一〕四 同上〕 五〕 第二十九条の三第一項に規定するA、B及びCの数値</p>	<p>〔同上〕 法第百八条の二第一項第二号に掲げる講習（以下「取消処分者講習」という。）を受けたとき。</p>	<p>〔一・二 同上〕 三 法第九十条第五項若しくは第六項若しくは法第百三条第一項、第二項若しくは第四項の規定による免許の取消しを受けた者又は免許が失効したためこれらの規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第四号までのいずれかに該当することを理由とするものを除く。）を受けなかつた者にあつては、取り消され、又は失効した免許に係る免許証番号</p> <p>四 〔同上〕</p>
-------------	-------------	--------------------------------------	-------------	----------------------	---	---	--

<p>〔略〕</p> <p>法第百八条の二 第一項第十三号 に掲げる講習（ 以下「違反者講 習」という。） を受けたとき。</p>	<p>〔略〕</p>
<p>法第百八条の二 第一項第十四号 に掲げる講習（ 以下「若年運 転者講習」とい う。）を受けたと き。</p>	<p>一 若年運転者講習を受けた者の生年月日及び性別</p> <p>二 免許証番号</p> <p>三 若年運転者講習を受けた年月日</p>
<p>〔略〕</p>	

（教習の時間及び方法）

第三十三条 「1～4 略」

5 令第三十五条第三項第一号に規定する教習の科目ごとの教習方法の基準は、次に定めるとおりとする。

一 技能教習については、次のとおりとする。

〔イ～ト 略〕

チ 大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許に係る教習のうち、模擬運転装置（運転シミュレーターを除く。）による教習は、基

<p>〔同上〕</p> <p>法第百八条の二 第一項第十三号 に掲げる講習（ 以下「違反者講 習」という。） を受けたとき。</p>	<p>〔同上〕</p>
<p>〔項を加える。〕</p>	
<p>〔同上〕</p>	

（教習の時間及び方法）

第三十三条 「1～4 同上」

5 〔同上〕

一 〔同上〕

〔イ～ト 同上〕

チ 大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許に係る教習のうち、模擬運転装置（運転シミュレーターを除く。）による教習は、基

本操作及び基本走行についてのみ行い、かつ、その教習時間は、大型免許、中型免許又は準中型免許に係る教習（準中型免許に係る教習にあつては、現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対するものに限る。）にあつては一時限を、準中型免許に係る教習（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対するものを除く。）にあつては三時限を、普通免許に係る教習にあつては二時限（運転することが出来る普通自動車をA.T機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車に限る普通免許に係る教習にあつては、一時限）を超えないこと。

「リム 略」

二 「略」

6 「略」

（国外運転免許証交付申請書）

第三十七条の九 「略」

2 前項の様式の国外運転免許証交付申請書には、次の各号に掲げる書類及び写真を添付（第一号に掲げるものについては、提示）しなければならない。

一 「略」

二 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの顔写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの

本操作及び基本走行についてのみ行い、かつ、その教習時間は、大型免許、中型免許又は準中型免許に係る教習（準中型免許に係る教習にあつては、現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対するものに限る。）にあつては一時限を、準中型免許に係る教習（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対するものを除く。）にあつては三時限を、普通免許に係る教習にあつては二時限（運転することが出来る普通自動車をオートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構（以下「A.T機構」という。）がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車に限る普通免許に係る教習にあつては、一時限）を超えないこと。

「リム 同上」

二 「同上」

6 「同上」

（国外運転免許証交付申請書）

第三十七条の九 「同上」

2 「同上」

一 「同上」

二 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ五センチメートル、横の長さ四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの

(講習)

第三十八条 法第百八条の二第一項第一号に掲げる講習(第十六項において「安全運転管理者等講習」という。)は、次に定めるところにより行うものとする。

〔一〕三 略〕

〔2〕5 略〕

6 法第百八条の二第二項第六号に掲げる講習(第十七項において「原付講習」という。)は、次に定めるところにより行うものとする。

〔一〕四 略〕

〔7〕8 略〕

9 法第百八条の二第二項第九号に掲げる講習(第十六項において「指定自動車教習所職員講習」という。)は、次に定めるところにより行うものとする。

〔一〕三 略〕

〔10〕11 略〕

12 高齢者講習は、次に定めるところにより行うものとする。

一 〔略〕

二 あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて行い、かつ、その方は、教本、普通自動車、運転適性検査器材、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。

(講習)

第三十八条 法第百八条の二第一項第一号に掲げる講習(第十五項において「安全運転管理者等講習」という。)は、次に定めるところにより行うものとする。

〔一〕三 同上〕

〔2〕5 同上〕

6 法第百八条の二第二項第六号に掲げる講習(第十六項において「原付講習」という。)は、次に定めるところにより行うものとする。

〔一〕四 同上〕

〔7〕8 同上〕

9 法第百八条の二第二項第九号に掲げる講習(第十五項において「指定自動車教習所職員講習」という。)は、次に定めるところにより行うものとする。

〔一〕三 同上〕

〔10〕11 同上〕

12 〔同上〕

一 〔同上〕

二 次の表の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる講習方法により、あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて同表の第三欄に掲げる時間行うこと。ただし、同表の四の項第一欄に掲げる講習を受けようとする者が、小型特殊免許のみを受けている者であるときは、その者の講習は、同項第二欄第一号及び第三号に掲げる講習方法により、あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて一時

間行うこと。

第一欄 (区分)	第二欄 (講習方法)	第三欄 (時間)
一 高齢者講習（ 二から四までの 項に掲げるもの を除く。）	一 教本、自動車等、 運転適性検査器材、 視聴覚教材等必要な 教材を用いて行うこ と。 二 自動車等の運転に ついて必要な適性に 関する調査でコース 又は道路における自 動車等の運転をさせ ることにより行う検 査及び運転適性検査 器材を用いた検査（ 小型特殊免許のみを 受けている者に対す る講習にあつては、 自動車等の運転につ いて必要な適性に 関する調査で運転適 性検査器材を用いた検	二時間（小型特殊免 許のみを受けている 者に対する講習にあ つては、一時間）

	<p>二 法第九十七条の二第一項第三号イ又は第百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行う高齢者講習であつて、当該認知機能検査の結果について第二十九条の三第一項の式により算出した数値が七十六以上であつた者に対するもの</p>
<p>査。以下この表において同じ。）によるものに基づく指導を含むものであること。</p>	<p>一 教本、自動車等、運転適性検査器材、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。</p> <p>二 自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース又は道路における自動車等の運転をさせることにより行う検査及び運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく指導を含むものであること。</p> <p>三 認知機能検査の結果に基づく指導を含む</p>
<p>二時間（小型特殊免許のみを受けている者に対する講習にあつては、一時間）</p>	

<p>三 法第九十七条の二第一項第三号イ又は第百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行う高齢者講習であつて、当該認知機能検査の結果について第二十九条の三第一項の式により算出した数値が七十六未満であつた者に対するもの</p>	<p>一 教本、自動車等、運転適性検査器材、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。</p> <p>二 自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース又は道路における自動車等の運転をさせることにより行う検査及び運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく指導（個人指導（指導を行う者一人に対し指導を受ける者が一人のみである指導をいう。以下この表において同じ。）を含むものに限る。）を含むものであること</p>	<p>三時間（小型特殊免許のみを受けている者に対する講習にあつては、二時間）</p>
--	--	--

	<p>三 認知機能検査の結果に基づく指導（個人指導を含むものに限る。）を含むものであること。</p>	
<p>四 法第百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行う高齢者講習</p>	<p>一 教本、自動車等、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。 二 自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース又は道路における自動車等の運転をさせることにより行う検査によるものに基づく指導（個人指導を含むものに限る。）を含むものであること。</p>	<p>二時間</p>
<p>三 認知機能検査の結果に基づく指導（個</p>		

三 自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース又は道路における普通自動車の運転をさせることにより行う検査及び運転適性検査器材を用いた検査（法第七十一条の五第三項に規定する普通自動車対応免許（次号において「普通自動車対応免許」という。）以外の免許のみを受けている者及び令第三十四条の三第四項又は第三十七条の六の三の基準に該当する者に対する講習にあつては、自動車等の運転について必要な適性に関する調査で運転適性検査器材を用いた検査）によるものに基づく指導を含むものであること。

四 講習時間は、二時間（普通自動車対応免許以外の免許のみを受けている者及び令第三十四条の三第四項又は第三十七条の六の三の基準に該当する者に対する講習にあつては、一時間）とすること。

13 「略」
14 若年運転者講習は、次に定めるところにより行うものとする。

一 運転者としての資質の向上に関すること及び自動車の運転について必要な適性について行うこと。

二 あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて行い、かつ、その方法は、普通自動車、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。

三 コース又は道路における普通自動車の運転をさせることにより行う検査、筆記又は口頭による検査その他の自動車の運転について必要な適性に関する調査に基づく個別的指導を含むものであること。

	<p>人指導を含むものに限る。）を含むものであること。</p>	
--	---------------------------------	--

「各号を加える。」

13 「同上」
「項を加える。」

四 講習時間は、九時間とすること。

15| 法第百八条の二第一項第十五号に掲げる講習（以下「自転車運転者講習」という。）は、次に定めるところにより行うものとする。

「一〇四 略」

16| 「略」

17| 「略」

第三十八条の二 公安委員会は、法第九十七条の二第一項第三号イ又はホの国家公安委員会規則で定める基準に適合する法第百八条の二第二項の規定による講習を行ったときは、当該講習を終了した者からの申出により、当該講習を終了した者であることを証明する書類として国家公安委員会規則で定める書類を交付するものとする。

（初心運転者講習通知書）

第三十八条の四 「1・2 略」

3 法第百八条の三第一項の規定による通知を受けた者で、当該通知を受けた日の翌日から起算した期間が一月となる日（以下この項において「特定日」という。）までに初心運転者講習を受けないことについて令第四十一条の二に規定するやむを得ない理由のあるものは、特定日後に初心運転者講習を受けようとするときは、当該やむを得ない理由のあることを証するに足る書類を公安委員会（指定講習機関（法第百八条の四第一項に規定する指定講習機関をいう。以下この項及び次条第三項において同じ。）が行う初心運転者講習を受けようとする者にあつては、指定講習機関）に提出しなければならない。

14| 法第百八条の二第一項第十四号に掲げる講習（以下「自転車運転者講習」という。）は、次に定めるところにより行うものとする。

「一〇四 同上」

15| 「同上」

16| 「同上」

第三十八条の二 公安委員会は、法第九十七条の二第一項第三号ハ、令第三十七条の六第二号又は令第三十七条の六の二第一号の国家公安委員会規則で定める基準に適合する法第百八条の二第二項の規定による講習を行ったときは、当該講習を終了した者からの申出により、当該講習を終了した者であることを証明する書類として国家公安委員会規則で定める書類を交付するものとする。

（初心運転者講習通知書）

第三十八条の四 「1・2 同上」

3 法第百八条の三第一項による通知を受けた者で、当該通知を受けた日の翌日から起算した期間が一月となる日（以下この項において「特定日」という。）までに初心運転者講習を受けないことについて令第四十一条の二各号に掲げるやむを得ない理由のあるものは、特定日後に初心運転者講習を受けようとするときは、当該やむを得ない理由のあることを証するに足る書類を公安委員会（指定講習機関（法第百八条の四第一項の指定講習機関をいう。以下この項において同じ。）が行う初心運転者講習を受けようとする者にあつては、指定講習機関）に提出しなければならない。

(若年運転者講習通知書)

第三十八条の四の二の二 法第百八条の三の三に規定する書面（次項において「若年運転者講習通知書」という。）の様式は、別記様式第二十二の十一の二の二のとおりとする。

2 若年運転者講習通知書を送付するときは、配達証明郵便等に付して行うものとする。

3 法第百八条の三の三の規定による通知を受けた者で、当該通知を受けた日の翌日から起算した期間が一月となる日（以下この項において「特定日」という。）までに若年運転者講習を受けないことについて令第三十七条の十一各号に掲げるやむを得ない理由のあるものは、特定日後に若年運転者講習を受けようとするときは、当該やむを得ない理由のあることを証するに足る書類を公安委員会（指定講習機関が行う若年運転者講習を受けようとする者にあつては、指定講習機関）に提出しなければならぬ。

(講習通知事務の委託)

第三十八条の四の三 法第百八条の三の四第一項の内閣府令で定める法人は、講習通知事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると公安委員会が認める法人とする。

(自転車運転者講習の受講命令の方法)

第三十八条の四の四 法第百八条の三の五の規定による命令は、別記様式第二十二の十一の三の命令書を交付して行うものとする。

(自転車運転者講習の受講命令等についての報告事項)

第三十八条の四の五 法第百八条の三の六の内閣府令で定める事項は、次

「条を加える。」

(講習通知事務の委託)

第三十八条の四の三 法第百八条の三の三第一項の内閣府令で定める法人は、講習通知事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると公安委員会が認める法人とする。

(自転車運転者講習の受講命令の方法)

第三十八条の四の四 法第百八条の三の四の規定による命令は、別記様式第二十二の十一の三の命令書を交付して行うものとする。

(自転車運転者講習の受講命令等についての報告事項)

第三十八条の四の五 法第百八条の三の五の内閣府令で定める事項は、次

の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項とする。

報告する場合	事	項
法第百八条の三の五の規定による命令をしたとき。	危険行為（法第百八条の三の五に規定する危険行為をいう。以下この表において同じ。）をしたとき。	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕

（運転免許取得者等教育に係る報告等）

第三十八条の四の六 公安委員会は、法第百八条の三十二の二第一項の認定を受けて同項に規定する運転免許取得者等教育を行う者に対し、次に掲げる事項に関し、定期的に報告書の提出を求めることができる。

一 当該運転免許取得者等教育の課程において指導を行う者に関する事項

二 当該運転免許取得者等教育の課程に関する事項として国家公安委員会規則で定めるもの

2 公安委員会は、法第百八条の三十二の二第一項の認定を受けて同項に規定する運転免許取得者等教育を行う者に対し、前項に規定する報告書によるもののほか、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項とする。

報告する場合	事	項
法第百八条の三の四の規定による命令をしたとき。	危険行為（法第百八条の三の四に規定する危険行為をいう。以下この表において同じ。）をしたとき。	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

（運転免許取得者教育に係る報告等）

第三十八条の四の六 公安委員会は、法第百八条の三十二の二第一項の認定を受けて運転免許取得者教育を行う者に対し、次に掲げる事項に関し、定期的に報告書の提出を求めることができる。

一 当該運転免許取得者教育の課程において指導を行う者に関する事項

二 当該運転免許取得者教育の課程に関する事項として国家公安委員会規則で定めるもの

2 公安委員会は、法第百八条の三十二の二第一項の認定を受けて運転免許取得者教育を行う者に対し、前項に規定する報告書によるもののほか、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(運転免許取得者等検査に係る報告等)

第三十八条の四の七 前条の規定は、法第百八条の三十二の三第一項の認定を受けて同項に規定する運転免許取得者等検査を行う者について準用する。この場合において、前条第一項第一号中「運転免許取得者等教育の課程において指導を行う」とあるのは「運転免許取得者等検査に従事する」と、同項第二号中「運転免許取得者等教育の課程」とあるのは「運転免許取得者等検査の方法」と読み替えるものとする。

(国家公安委員会が指示を行う全国的な幹線道路)

第三十九条 「略」

「条を削る。」

「条を加える。」

(国家公安委員会が指示を行う全国的な幹線道路)

第三十八条の九 「同上」

(認知機能に関する基準)

第三十九条 令第四十三条第一項の表講習手数料の項の内閣府令で定める基準は、第二十九条の三第一項の式により算出した数値が七十六未満であることとする。

別記様式第十二（第十七条関係）

運転免許申請書		年 月 日
公安委員会 殿		
ふりがな	氏名	
生年月日	年 月 日	
受けようとする免許の種類		
試験免除の該当事由		
免許証の記載事項の変更の有無	有 ・ 無	

----- (この線から下には記載しないこと。) -----

免許証の写し		
	氏名・生年月日	年 月 日
	本籍・国籍等	
	住所	
	交付	年 月 日
	年 月 日まで有効	写真
免許の条件等		

備考 1 氏名及び生年月日欄は、明瞭に、かい書で記載し、又は5号活字で印字すること。
 2 試験免除の該当事由欄には、法第97条の2第1項若しくは第3項又は令第34条の5に規定する免除事由を記載すること。
 3 現に受けている免許に係る免許証の記載事項に変更がある場合には免許証の記載事項の変更の有無欄の「有」を、当該免許証の記載事項に変更がない場合には同欄の「無」を、それぞれ○で囲むこと。
 4 免許証の写し欄には、現に受けている免許に係る免許証の表側及び裏側を複写すること。
 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
 6 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第十二（第十七条関係）

運転免許申請書		年 月 日
公安委員会 殿		
ふりがな	氏名	
生年月日	年 月 日	
受けようとする免許の種類		
試験免除の該当事由		
免許証の記載事項の変更の有無	有 ・ 無	

----- (この線から下には記載しないこと。) -----

免許証の写し		
	氏名・生年月日	年 月 日
	本籍・国籍等	
	住所	
	交付	年 月 日
	年 月 日まで有効	写真
免許の条件等		

備考 1 氏名及び生年月日欄は、明瞭に、かい書で記載し、又は5号活字で印字すること。
 2 試験免除の該当事由欄には、法第97条の2第1項若しくは第2項又は令第34条の5に規定する免除事由を記載すること。
 3 現に受けている免許に係る免許証の記載事項に変更がある場合には免許証の記載事項の変更の有無欄の「有」を、当該免許証の記載事項に変更がない場合には同欄の「無」を、それぞれ○で囲むこと。
 4 免許証の写し欄には、現に受けている免許に係る免許証の表側及び裏側を複写すること。
 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
 6 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第十八の五（第二十九条の二の四、第三十七条の二関係）

報 告 書	
1 過去5年以内において、病気（病気の治療に伴う症状を含みます。）を原因として、又は原因は明らかでないが、意識を失ったことがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
2 過去5年以内において、病気を原因として、身体の全部又は一部が、一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
3 過去5年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週3回以上となったことがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
4 過去1年以内において、次のいずれかに該当したことがある。 ・飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある。 ・病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒したことが3回以上ある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
5 病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
公安委員会 殿	年 月 日
上記のとおり報告します。	氏名
(注意事項) 1 各質問について、該当する□に✓印を付けて報告してください。 2 各質問に対して「はい」と報告しても、直ちに運転免許を拒否若しくは保留され、又は既に受けている運転免許を取り消され若しくは停止されることはありません。 (運転免許の可否は、医師の診断を参考に判断されますので、正確に報告してください。) 3 虚偽の報告をした方は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第十八の五（第二十九条の二の三、第三十七条の二関係）

報 告 書	
1 過去5年以内において、病気（病気の治療に伴う症状を含みます。）を原因として、又は原因は明らかでないが、意識を失ったことがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
2 過去5年以内において、病気を原因として、身体の全部又は一部が、一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
3 過去5年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週3回以上となったことがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
4 過去1年以内において、次のいずれかに該当したことがある。 ・飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある。 ・病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒したことが3回以上ある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
5 病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
公安委員会 殿	年 月 日
上記のとおり報告します。	氏名
(注意事項) 1 各質問について、該当する□に✓印を付けて報告してください。 2 各質問に対して「はい」と報告しても、直ちに運転免許を拒否若しくは保留され、又は既に受けている運転免許を取り消され若しくは停止されることはありません。 (運転免許の可否は、医師の診断を参考に判断されますので、正確に報告してください。) 3 虚偽の報告をした方は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第十八の六（第二十九条の二の五関係）

臨時認知機能検査通知書	
年 月 日	
住 所	殿
公安委員会 印	
<p>道路交通法第101条の7第1項の規定による臨時認知機能検査を下記のとおり実施いたしますので通知します。</p> <p>なお、この通知を受けてから1か月以内に、やむを得ない理由なく臨時認知機能検査を受けない場合は、運転免許 ^{が取り消される} の効力が停止される こととなります。</p>	
臨時認知機能検査を行う理由	
臨時認知機能検査の場所	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番又はおおむね縦10センチメートル、横21センチメートルとすること。

別記様式第十八の六（第二十九条の二の四関係）

臨時認知機能検査通知書	
年 月 日	
住 所	殿
公安委員会 印	
<p>道路交通法第101条の7第1項の規定による臨時認知機能検査を下記のとおり実施いたしますので通知します。</p> <p>なお、この通知を受けてから1か月以内に、やむを得ない理由なく臨時認知機能検査を受けない場合は、運転免許 ^{が取り消される} の効力が停止される こととなります。</p>	
臨時認知機能検査を行う理由	
臨時認知機能検査の場所	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番又はおおむね縦10センチメートル、横21センチメートルとすること。

別記様式第十八の七（第二十九条の二の六関係）

臨時高齢者講習通知書

年 月 日

住 所
殿

公安委員会 印

道路交通法第101条の7第4項の規定による臨時高齢者講習を下記のとおり実施いたしますので通知します。
 なお、この通知を受けてから1か月以内に、やむを得ない理由なく臨時高齢者講習を受けない場合は、運転免許が取り消されるの効力が停止される こととなります。

臨時高齢者講習を行う理由	
臨時高齢者講習の場所	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番又はおおむね縦10センチメートル、横21センチメートルとすること。

別記様式第十八の七（第二十九条の二の五関係）

臨時高齢者講習通知書

年 月 日

住 所
殿

公安委員会 印

道路交通法第101条の7第4項の規定による臨時高齢者講習を下記のとおり実施いたしますので通知します。
 なお、この通知を受けてから1か月以内に、やむを得ない理由なく臨時高齢者講習を受けない場合は、運転免許が取り消されるの効力が停止される こととなります。

臨時高齢者講習を行う理由	
臨時高齢者講習の場所	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番又はおおむね縦10センチメートル、横21センチメートルとすること。

別記様式第十九の三の二の二 (第三十条の三の二関係)

処 分 移 送 通 知 書	
年 月 日	
公 安 委 員 会 殿	
公 安 委 員 会 印	
道路交通法第104条の2の4第3項の規定により、下記の者について処分移送通知書を送付する。	
住 所	
氏 名	
免許証の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
処分に係る免許の種類	
理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

「様式を加える。」

別記様式第十九の三の四の二 (第三十条の四関係)

運 転 免 許 取 消 処 分 書	
道路交通法 第104条の2の4第1項(第4項) の規定により、下記 第104条の2の4第2項(第4項) のとおりあなたの免許を取り消します。	
年 月 日 公安委員会 印	
住 所	
氏 名	
免許証の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
取消しに係る 免許の種類	
理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

「様式を加える。」

別記様式第二十二の十の七 (第三十八条関係)

第 号			
高齢者講習終了証明書			
住 所			
氏 名			
年 月 日生			
上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習を終了した者であることを証明する。			
実車指導の有無	有	・	無
年 月 日			
公安委員会	印		

- 備考 1 自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース又は道路における普通自動車の運転をさせることにより行う検査によるものに基づく指導を含む講習を受講した場合には実車指導の有無欄の「有」を、当該指導を含まない講習を受講した場合には実車指導の有無欄の「無」を、それぞれ○で囲むこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第二十二の十の七 (第三十八条関係)

第 号	
高齢者講習終了証明書	
住 所	
氏 名	
年 月 日生	
上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習	
(道路交通法施行規則第38条第12項第2号の表の1の項に掲げる講習)	
(道路交通法施行規則第38条第12項第2号の表の2の項に掲げる講習)	
(道路交通法施行規則第38条第12項第2号の表の3の項に掲げる講習)	
(道路交通法施行規則第38条第12項第2号の表の4の項に掲げる講習)	
を終了した者であることを証明する。	
年 月 日	
公安委員会	印

- 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

若年運転者講習通知書	
住所	年 月 日
殿	公安委員会 印
<p>道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる若年運転者講習を下記のとおり実施いたしますので通知します。</p> <p>なお、若年運転者講習は、この通知を受けてから1か月以内に限って受けることができます。やむを得ない理由なく若年運転者講習を受けない場合は、道路交通法第102条の3に規定する特例取得免許が取り消されることとなります。</p>	
若年運転者講習を行う理由	
若年運転者講習の場所	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番又はおおむね縦10センチメートル横21センチメートルとする。

「様式を加える。」

[略]	サポートカー	AT車	[略]	略語	意味
	自動車	[略]			

別表第二(第十九条関係)

別記様式第二十二の十一の三(第三十八条の四の四関係)

自転車運転者講習受講命令書

年 月 日

殿

公安委員会 印

道路交通法第108条の3の5の規定により、下記の期間内に自転車運転者講習を受けるべきことを命令する。

命 令 を 受 け る 者	住 所	
	氏 名	年 月 日 生
期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
命 令 の 理 由		
備 考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

[同上]	[項を加える。]	AT車	[同上]	略語	意味
		[同上]			

別表第二(第十九条関係)

別記様式第二十二の十一の三(第三十八条の四の四関係)

自転車運転者講習受講命令書

年 月 日

殿

公安委員会 印

道路交通法第108条の3の4の規定により、下記の期間内に自転車運転者講習を受けるべきことを命令する。

命 令 を 受 け る 者	住 所	
	氏 名	年 月 日 生
期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
命 令 の 理 由		
備 考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

備考
表中「」の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別表第四（第三十三条関係）

一 [略]

二 学科教習の教習時間の基準

[略]

備考 [1～5 略]

6 5の規定にかかわらず、令第三十三条の五の三第一項第二号ニ又はホに該当する者に対しては、応急救護処置教習を行わないものとする。この場合において、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許若しくは普通二輪免許に係る学科(ロ)の教習時間又は大型第二種免許、中型第二種免許若しくは普通第二種免許に係る学科(ロ)の教習時間は、この表に規定する時限数からそれぞれ3時限又は6時限を減じた時限数とする。

別表第四（第三十三条関係）

一 [同上]

二 学科教習の教習時間の基準

[同上]

備考 [1～5 同上]

6 5の規定にかかわらず、令第三十三条の六第一項第二号ニ又はホに該当する者に対しては、応急救護処置教習を行わないものとする。この場合において、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許若しくは普通二輪免許に係る学科(ロ)の教習時間又は大型第二種免許、中型第二種免許若しくは普通第二種免許に係る学科(ロ)の教習時間は、この表に規定する時限数からそれぞれ3時限又は6時限を減じた時限数とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、道路交通法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和四年五月十三日。以下「施行日」という。）から施行する。

(免許申請書等の添付書類に関する経過措置)

第二条 運転免許を受けようとする者が次の各号に該当する者であるときは、道路交通法施行規則第十七条第一項の様式の免許申請書（附則第五条において「免許申請書」という。）には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- 一 施行日前に改正法による改正前の道路交通法（次号において「旧法」という。）第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習（以下「旧法高齢者講習」という。）を受けた者 この府令による改正前の道路交通法施行規則（以下「旧府令」という。）別記様式第二十二の十の七の高齢者講習終了証明書
- 二 施行日以後に旧法第九十七条の二第一項第三号イに規定する認知機能検査（以下「旧法認知機能検査」という。）を受けた者 附則第五条において準用するこの府令による改正後の道路交通法施行規則

(以下「新府令」という。)第二十六条の三第二項に規定する書類

三 施行日以後に旧法高齢者講習を受けた者 附則第七条において準用する新府令第三十八条第十七項に規定する高齢者講習終了証明書

四 道路交通法施行令の一部を改正する政令(以下この号において「改正令」という。)附則第二条第一項の規定により改正法による改正後の道路交通法(以下この号において「新法」という。)第九十六条第五項第一号の適用について同号に規定する政令で定める経験を有するものとみなされる者又は改正令附則第二条第二項の規定により新法第九十六条第五項第二号の適用について同号に規定する政令で定める経験を有するものとみなされる者 当該者であることを証明する書類

第三条 道路交通法第一百一条第一項に規定する免許証の更新を受けようとする者が次の各号に該当する者であるときは、道路交通法施行規則第二十九条第一項の様式の更新申請書には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 施行日前に旧法高齢者講習を受けた者 旧府令別記様式第二十二の十の七の高齢者講習終了証明書

二 施行日以後に旧法認知機能検査を受けた者 附則第五条において準用する新府令第二十六条の三第二

項に規定する書類

三 施行日以後に旧法高齢者講習を受けた者 附則第七条において準用する新府令第三十八条第十七項に規定する高齢者講習終了証明書

(認知機能検査に関する経過措置)

第四条 施行日前に受けた旧法認知機能検査の結果について、旧府令第二十九条の三第一項の式により算出した数値が四十九以上である者は、新府令第二十九条の三第一項第一号の式により算出した数値が三十六以上である者とみなし、旧府令第二十九条の三第一項の式により算出した数値が四十九未満である者は、新府令第二十九条の三第一項第一号の式により算出した数値が三十六未満である者とみなす。

第五条 改正法附則第四条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる者（道路交通法第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が七十五歳以上の者に限る。）及び改正法附則第四条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる者に対して施行日以後に行う旧法認知機能検査については、旧府令第二十六条の三、第二十九条の二の五第一項及び第二十九条の三第一項の規定にかかわらず、新府令第二十六条の三、第二十九条の二の六第一項及び第二十九条の三第一項第一号の規定を

準用する。

(高齢者講習に関する経過措置)

第六条 新府令第二十九条の二の六第一項第二号ホの規定は、施行日から起算して一年間は、適用しない。

第七条 改正法附則第四条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされる者に対して施行

日以後に行う旧法高齢者講習については、旧府令第三十八条第十二項及び第十六項の規定にかかわらず、

新府令第三十八条第十二項及び第十七項の規定を準用する。この場合において、同条第十二項第三号及び

第四号の規定中「者及び令第三十四条の三第四項又は第三十七条の六の三の基準に該当する者」とあるの

は「者」と、同項第三号中「ものに」とあるのは「もの並びに認知機能検査の結果に」と読み替えるもの

とする。